

第4章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策計画

- 第1節 災害応急活動体制
- 第2節 災害情報の収集・伝達
- 第3節 応援協力の要請・受入れ
- 第4節 災害救助法関連業務
- 第5節 避難対策
- 第5の2節 広域一時滞在対策
- 第6節 災害警備
- 第7節 救急・救助
- 第8節 医療救護
- 第9節 災害の警戒・防御
- 第10節 緊急輸送対策
- 第11節 食料・飲料水・生活必需品の供給
- 第12節 農林業対策
- 第13節 保健衛生、遺体の埋火葬等
- 第14節 避難行動要支援者対策
- 第15節 廃棄物等の処理
- 第16節 文教対策等
- 第17節 住宅支援
- 第18節 ボランティアの受入れ
- 第19節 ライフライン等の応急対策
- 第20節 旅客・帰宅困難者対策
- 第21節 災害広報・相談等
- 第22節 義援金等の募集・受入れ

本章は、水害・台風、竜巻等風害及び雪害時に鹿沼市域で必要となる様々な災害対策について、市や防災関係機関等の役割分担、実施方針等を定めるものである。

市及び防災関係機関は、この計画を災害時に円滑に運用するためのマニュアル作成、演習及び本計画とマニュアルの検証・修正を定期的に行うよう努める。

第1節 災害応急活動体制

《指 針》

大規模な災害時は、責任者の不在や事故、責任者と現場の距離の隔たり等により、災害対策組織の確立や指示の伝達等が遅れるおそれがある。

このため、本部長不在時の代行順位や現地責任者へ重要事項を判断する権限の委任等をあらかじめ定め、災害対策組織と指揮系統を速やかに確立する。

第1 市の非常配備

実施担当	各部
資料編	(様式)-2 配備要員名簿、(様式)-3 参集者名簿、(様式)-4 配備報告書

1 市の配備基準

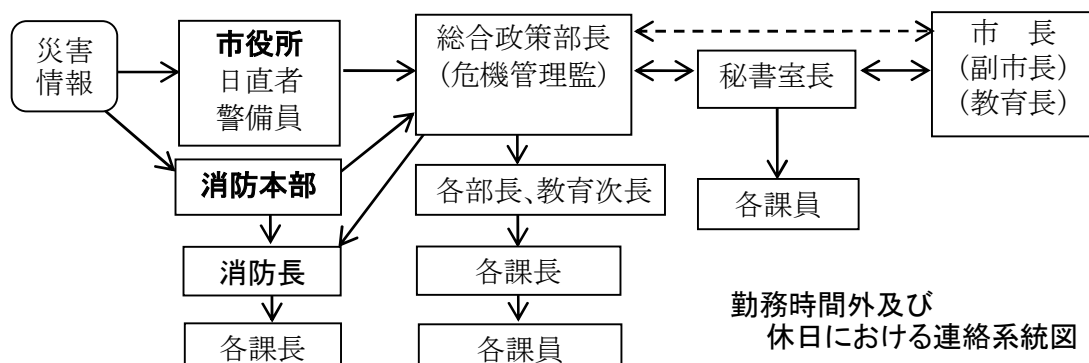
市は、雪害・風水害関係の情報や災害の状況に応じて、次の非常配備をとる。

区分	配備基準	配備体制	本部
注意配備	① 災害発生の前兆があるとき ② 気象注意報が発せられたとき ③ その他市長が必要と認めたとき	災害に注意する体制で、危機管理課から必要な職員を配備する。	
警戒配備	① 災害の発生が予想される時 ② 気象警報が発せられたとき ③ その他市長が必要と認めたとき	災害発生に備える体制で、各部幹事課等から必要な職員及び施設管理者等を配備する。	—
第1配備	① 小規模の被害が予想される時 ② 土砂災害警戒情報が発表されたとき ③ 高齢者等避難を発するとき ④ その他市長が必要と認めたとき	小規模の災害に対応する体制で、第1配備職員を配備する。 避難所(地区連絡所)運営職員は、指定された場所に参集する。	災害警戒本部
第2配備	① 中規模の被害が予想される時 ② 特別警報が発表されたとき ③ 避難指示を発するとき ④ その他市長が必要と認めたとき	中規模の災害に対応する体制で、第2配備職員を配備する。	災害対策本部
第3配備	① 大規模な被害が予想される時 ② その他市長が必要と認めたとき	大規模な災害に対応する体制で、第3配備職員(全職員)を配備する。	

2 市職員の動員

(1) 職員の動員

- ア 勤務時間内の職員の動員の手続きは、庁内放送等を通じて人事課長(職員班長)が行う。
- イ 勤務時間外は、原則的に気象警報等による職員の自動参集とする。なお、気象警報等によらない場合等は勤務時間外及び休日における連絡系統(次図参照)により、電話等で招集の連絡を行う。



第4章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策計画

(2) 動員区分及び動員人員

動員の区分は、次のとおりである。

ア 所属動員

通常の勤務場所に参集する。

イ 直行動員

事前に次の指名を受けた職員は、第1配備以上の場合、通常の勤務場所に関わらずあらかじめ指定された場所に参集する。

(ア) 「避難所運営職員」にあらかじめ指名する職員

(イ) 「地区連絡所運営職員」にあらかじめ指名する職員

(ウ) ICT部門の業務継続計画に基づき、「システム復旧班」にあらかじめ指名する職員

(エ) その他、勤務場所と異なる参集場所を所属長があらかじめ指名する職員

(3) 参集の報告

各部課は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、所属部長を通じて、人事課長（職員班長）に報告する。

人事課長（職員班長）は、全体の状況を取りまとめ、行政経営部長を通じて、市長（本部長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、災害発生当日は1時間ごととする。

(4) 職員の服務

すべての職員は、次の事項を遵守する。

ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

イ 勤務場所を離れる場合には、所属長等と連絡をとり常に所在を明確にしておく。

ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。

エ 正規の勤務時間が終了しても所属長等の指示があるまで退庁せず待機する。

オ 災害現場に出動した場合は、市の腕章及び名札を着用し、また自動車には標旗及び標章を使用する。

カ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

(5) 参集時の留意事項

ア 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属の長もしくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

イ 災害のため、緊急に参集する際は、作業服又は作業に適する服装を着用し、携帯品は、特に指示があった場合を除き、身分証明書、食料3食分、飲料水、ラジオ、懐中電灯とする。

ウ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

(6) 職員の配置

各部長等は、事務分掌に基づき、職員の参集状況に応じて、次の点に留意して部組織の編成及び職員の配置を行う。

ア 所属先以外の施設に参集した職員の活動

イ 職員の交替時期・方法

ウ 高次の配備態勢に移行できる体制の準備

なお、部長が不在の場合は、参集職員の中で上位の者が代行し、部長が参集したときに直ちにそれまでにとった措置を報告して職務を引き継ぐ。

各部長等は、災害の状況により配備態勢以上の職員が必要と認める場合は、行政経営部長を通じて他の部の職員の派遣協力を求める。行政経営部長は、各部からの職員の派遣協力要請に対し、職員の参集状況を勘案し、各部長等と協議の上、職員の派遣協力体制を調整する。

(7) 職員の安全確保

各部長等は、職員が応急対策活動に従事するにあたって、二次災害を防止するための安全対策の措置を徹底する。

ア 従事する職員には、対策活動に危険度に対応した装備をさせること。

イ 他の部の職員を活動に従事させる場合、作業内容及び装備に配慮すること。

第2 市本部の設置・運営

実施担当	各部
資料編	(資料)-11 鹿沼市災害対策本部条例 (資料)-12 鹿沼市災害対策本部の腕章・標旗 (様式)-1 発信票

1 市本部の設置・解散基準

(1) 設置基準（第1節・第1・1参照）

ア 災害警戒本部

(ア) 小規模の災害発生が予想されるとき

(イ) 高齢者等避難を発するとき

(ウ) その他市長が必要と認めたとき

イ 災害対策本部

(ア) 中規模又は大規模な災害発生が予想されるとき

(イ) 避難指示を発するとき

(ウ) その他市長が必要と認めたとき

(2) 解散基準

本部の解散基準は、次のとおりとする。

ア 災害警戒本部

(ア) 災害対策本部を設置したとき

(イ) 災害の危険性又は災害応急対策が概ね完了したと市長（本部長）が認めたとき

イ 災害対策本部

災害の危険性が解消し又は災害応急対策が概ね完了したと市長（本部長）が認めたとき

(3) 本部設置・解散の決定等

ア 設置、解散の判断は市長が行う。

イ 部長等が本部を設置する必要があると認めたときは、総合政策部長を通じ市長に要請する。

ウ 市長不在の場合は、①副市長、②教育長、③総合政策部長の順に、判断を代行する。

(4) 設置・解散の連絡

本部を設置又は解散した場合、総合政策部長は、各部長等、県知事、鹿沼市防災会議の委員、報道機関、その他関係機関に連絡するとともに、市民に周知する。

関係機関に本部設置を通知する際は、必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

2 市本部の組織・運営

(1) 本部設置施設

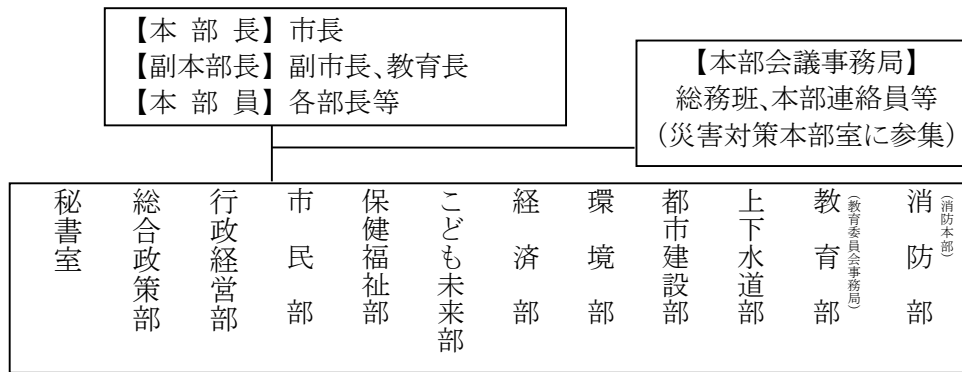
本部は、原則として市役所本庁舎内災害対策本部室に設置する。

ただし、施設が被災し本部の機能を確保できない場合は、①消防本部、②その他公共施設の順位に代替施設を確保する。

(2) 組織、業務分掌

鹿沼市災害対策本部条例に基づく、本部長、副本部長、本部員、部は次のように定める。本部長の職務代理者は、副市長の職にある者とする。

第4章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策計画



また、各部の班構成と業務分掌は次の通りとする。

部の班構成と業務分掌

部	班	担当課	警戒	応急	復旧	所掌業務
秘書室	広報班	秘書課 いちご市営業戦略課	●	●	●	○本部長の秘書に関する事 ○広報活動、報道機関との連絡調整に関する事
				●	●	○災害視察等の対応に関する事
総合政策部	総務班	危機管理課 総合政策課 地域課題対策課 デジタル政策課 議会事務局 選挙管理委員会 監査委員事務局	●	●	●	○地震・気象状況の監視、警報等の伝達に関する事 ○災害対策本部の開設・運営、本部指令の伝達、災害対策の総合調整に関する事 ○県等への応援要請に関する事 ○避難指示等の発令に関する事 ○市議会との連絡調整に関する事 ○通報等の受信、各部・地区連絡所からの情報収集・集約、災害状況の記録に関する事
					●	○災害復興計画の策定に関する事
	システム復旧班	デジタル政策課 (指定職員含む)	●	●	●	○業務システム及び情報インフラの維持管理及び復旧に関する事
	財務班	財政課	●	●	●	○災害救助法関係事務の総括に関する事 ○災害対策関係予算等に関する事 ○被災者生活再建支援金の支給に関する事
行政経営部	情報班	行政経営課 契約検査課	●	●	●	○通報等の受信、各部・地区連絡所からの情報収集・集約、災害状況の記録に関する事 ○車両と燃料の確保・管理、緊急通行車両の届出に関する事
	職員班	人事課	●	●	●	○職員の動員及び服務、給食に関する事 ○他自治体等の応援職員の受け入れに関する事
	調査班	税務課 納税課		●	●	○被害家屋認定調査、り災証明に関する事 ○被害状況調査に関する事
	会計班	会計課	●	●	●	○義援金配分金の受入・配分に関する事 ○地方自治法第170条第2項第1号の規定に基づく義援金配分金の出納及び保管に関する事
市民部	生活班	生活課 協働のまちづくり課 人権・男女共同参画課	●	●	●	○避難所運営の相互調整と支援に関する事 ○NPOとの連携に関する事
			●	●	●	○外国人支援に関する事 ○災害相談窓口の運営に関する事
	市民班	市民課	●	●	●	○行方不明者・遺体に関する事 ○安否情報対応に関する事 ○生活班及び地区班の支援に関する事

第1節 災害応急活動体制

部	班	担当課	警戒	応急	復旧	所掌業務
	地区班	各コミュニティセンター (指定職員含む)	●	●		○地区内の被害状況調査に関すること
			●	●	●	○地区連絡所の開設、運営に関すること ○コミュニティセンター避難所(福祉避難所)の開設、運営に関すること
保健福祉部	衛生救護班	健康課 保険年金課 環境課 (環境部)	●	●	●	○医療救護に関すること ○防疫に関すること
	要配慮者支援班	厚生課 障がい福祉課 高齢福祉課 介護保険課	●	●	●	○要配慮者支援に関すること ○災害ボランティアセンターの運営支援に関すること ○災害見舞金及び弔慰金等の支給に関すること
子ども未来部	学校班	子育て支援課 保育課 子ども・家庭サポートセンター	●	●	●	○学校避難所等の開設、管理に関すること ○保育施設(調理室含む)の被害調査、応急・復旧対策に関すること ○応急保育に関すること
経済部	商工班	産業振興課 観光交流課 前日光つつじの湯 交流館 産業誘致推進室	●	●	●	○食品・生活必需品の調達、避難所等への供給に関すること
			●	●	●	○帰宅困難者対策に関すること ○商工業の被害調査・応急対策、商工業者の復旧支援に関すること
	農林班	農政課 林政課 農業委員会事務局 堆肥化センター 花木センター 農業公社	●	●		○山地災害、ため池・農業用水路の警戒、二次災害防止に関すること
				●	●	○食品等の調達協力に関すること ○農林業の被害調査・応急対策、農林業者の復旧支援に関すること
環境部	清掃班	環境課 廃棄物対策課	●	●	●	○災害廃棄物の収集・処理、ごみ処理施設の被害調査・応急復旧に関すること ○し尿の収集・処理、し尿処理施設の被害調査・応急復旧に関すること
都市建設部	土木班	都市計画課 整備課 維持課 建築課 建築指導課	●	●		○土砂災害警戒区域の警戒に関すること
			●	●		○建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること
			●	●		○被災家屋の修理支援・障害物除去に関すること
				●	●	○仮設住宅等の確保・管理に関すること
			●	●	●	○市営住宅の被害調査・応急復旧対策に関すること
			●	●	●	○水防活動・救出活動の協力に関すること ○道路パトロール・交通規制・緊急輸送路の確保に関すること ○道路・河川・公園等の被害調査、応急・復旧対策に関すること
教育部 (教育委員会事務局)	学校班	教育総務課 学校教育課 総合教育研究所 小中学校 (指定職員含む) 生涯学習課	●	●	●	○学校避難所等(福祉避難所)の開設、管理に関すること ○学校施設(給食施設を含む)の被害調査、応急・復旧対策に関すること
				●	●	○応急教育、被災児童・生徒の調査及び学用品の調達に関すること

第4章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策計画

部	班	担当課	警戒	応急	復旧	所掌業務
	社会班	文化課 自然体験交流センター スポーツ振興課 学校給食共同調理場 図書館 歴史民俗資料館 川上澄生美術館	●	●	●	○避難所、臨時ヘリポートの開設・管理の協力に関すること ○物資集配拠点の開設・管理、救援物資の受付・仕分け等に関すること ○文化財等の被害調査・応急対策に関すること
上下水道部	上水班	企業経営課 水道課	●	●	●	○応急給水に関すること ○水道施設の被害調査・応急・復旧対策に関すること
	下水班	下水道課 企業経営課	●	●	●	○下水道の被害調査・応急復旧対策に関すること
消防部	—	消防本部・署	●	●	●	○救急・救助活動、水防活動、消防活動、危険物対策、火災調査、鹿沼市防災情報メールの運用に関すること ○臨時ヘリポートの開設・管理に関すること

(注) 担当課欄の最上列に記載の課の課長を班長とする。

部	班	担当課	警戒	応急	復旧	所掌業務
		各部・各班共通	●	●	●	○所掌事務に必要な情報の収集、災害記録に関すること ○所掌事務に必要な資機材の調達に関すること ○所掌事務に関係する機関・団体との連絡調整及び応援に関すること ○所管施設の保全及び利用者の安全確保に関すること ○所管施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること ○所掌事務に関係する専門ボランティアとの調整に関すること ○指定された避難所等の開設・管理に関すること

警戒、応急、復旧は次の時期を目安とする。

警戒：増水してから河川の氾濫や土砂災害等が発生するまでの時期。

応急：被災者の救援、避難所生活解消の準備をする時期で、警戒後1週間～1ヶ月程度。

復旧：生活等を再建する時期で、応急後1ヶ月～1年程度

(3) 本部会議

本部長は、災害対策の方針、重要事項等を協議する本部会議を随時開催し、副本部長、本部員を招集する。なお、本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理する。

本部会議の議長は本部長が、事務局は総務班及び各部の本部連絡員が務める。

(4) 地区連絡所

地区における情報収集活動及び広報活動、各種書類の交付を行うために、必要に応じてコミュニティセンターに地区連絡所を開設する。

(5) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、副本部長もしくは本部員の中から現地災害対策本部の本部長と本部員を指名する。

現地本部長は、緊急を要する場合、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

ア 高齢者等避難の発表

イ 避難指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）

ウ 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）

エ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）

オ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

カ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

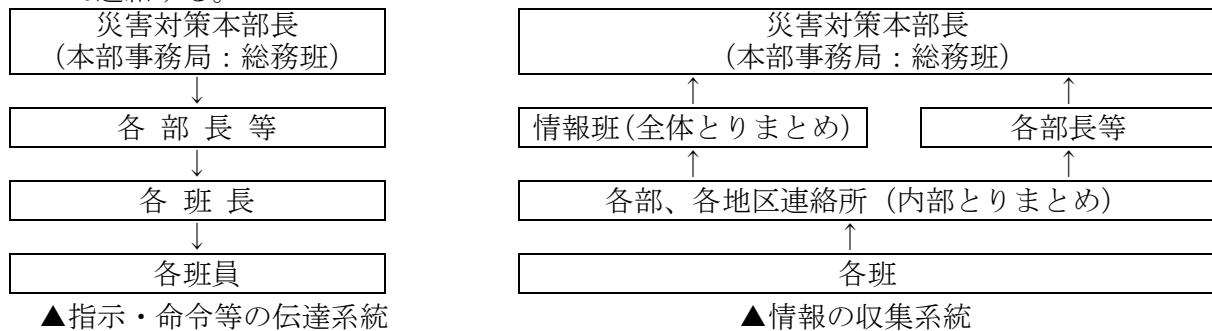
(6) 本部の標識等

災害対策に従事する職員は、所定の腕章を着用するものとする。

なお、危機管理課長（総務班長）は、速やかに施設の正面玄関及びその他の適切な場所に「鹿沼市災害対策本部」の標識板を掲げ、あわせて本部員室、本部会議事務局、地区連絡所、避難所、救護所、総合相談窓口等の設置場所を明示する。

(7) 情報連絡体制

情報の収集、指示・命令等の伝達は次の系統で行い、緊急の場合を除いて所定の様式をもって連絡する。



(8) 活動拠点の配置

本部長は、災害対策の活動拠点を指定する。拠点の配置計画は次の通りとする。

活動拠点の区分	予定施設名
災害対策本部	市役所（代替：消防本部）
地区連絡所	コミュニティセンター
災害相談窓口	市役所（及びコミュニティセンター）
自衛隊活動拠点	鹿沼運動公園、台の原公園、栗野総合運動公園、フォレストビレッジ
応援職員活動拠点	鹿沼総合体育館、市役所
物資集配拠点	協定物流施設、鹿沼総合体育館
遺体安置所	御殿山公園武道館
ボランティアセンター	総合福祉センター
拠点救護所	コミュニティセンター14箇所
(洪水時)避難所	小学校、中学校、高等学校等31箇所
(洪水時)地区別避難所	コミュニティセンター9箇所
福祉避難所	コミュニティセンター及び情報センター、デイサービスセンター等の社会福祉施設
災害用臨時ヘリポート	鹿沼運動公園陸上競技場、台の原公園、栗野総合運動公園 自然の森総合公園野球場、御殿山公園野球場等

(9) 国・県の現地対策本部との連携

国や県の現地災害対策本部が市内もしくは近隣に設置された場合、それらの本部と連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第2節 災害情報の収集・伝達

《指 針》

警戒や避難等を的確に判断するには、気象、河川、上流部、地域の状況等をリアルタイムに把握して、災害の全体像の推定や今後の状況予測等を行う必要がある。また、判断の基準となる情報を覚知したときは、関係者や住民に速やかに情報を伝達し、災害対策を促進する必要がある。

このため、利用可能なあらゆる手段をもって、早く確実に、信頼性のある災害情報を収集・伝達・共有する。また、被災後は、家屋等の被害調査体制を早期に確立し、復旧・復興対策を推進する。

第1 情報収集・伝達手段の確保

実施担当	広報班、総務班、消防本部、上下水道部、防災関係機関
------	---------------------------

第3章・第2節の第1に準ずる。

第2 警報等の収集・伝達

実施担当	各部、防災関係機関
資料編	(資料)-9 洪水浸水想定区域図 (資料)-36 水防関係施設一覧表 (資料)-74 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域の避難実施要領

1 気象情報の監視

市及び防災関係機関は、応急対策に備えて、気象状況や警報等の発表を防災情報支援システム、テレビ、ラジオ、インターネット等で監視する。

気象情報、警報等の種類と留意点

情報源	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備 考
気象庁	特 別 警 報 (鹿沼市)	数十年に一度の豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている。 発表されたら直ちに命を守る行動を取る。	
	大 雨 警 報 ・ 注 意 報 (鹿沼市)	大雨による地面現象（山崩れ・がけ崩れ等）や浸水による被害が予想される区域。	
	洪 水 警 報 ・ 注 意 報 (鹿沼市)	大雨、長雨、融雪などで河川が増水して堤防等が損傷を受け、浸水等の被害が発生することが予想される区域。	
	記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	大雨警報発表中に、数年に1回程度の激しい短時間の大雨を観測、又は解析した区域	
	顕 著 な 大 雨 に 関 す る 情 報	大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況	
	気 象 情 報	警報や注意報に先立つ注意呼びかけ、警報や注意報の内容を補完	
	台 風 情 報	台風の実況と予報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）。	市の西側近傍を通る（風が特に強くな

情報源	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備考
			る）可能性大
	アメダス	地上観測雨量、積雪深の実況（1時間）	
	レーダー	レーダー観測の降水強度分布の実況（10分）	雨域の状況
	降水短時間予報	6時間先までの降水量分布の予測（30分）	雨域の状況
	ナウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（10分）	雨域の状況
	高解像度降水ナウキャスト	250mメッシュで降水の短時間予報を提供（5分）	
	土砂キキクル	1kmメッシュごとに土砂災害発生危険性を5段階に判定した結果を表示（10分）	
	浸水キキクル	1kmメッシュごとに浸水害発生危険性を5段階に判定した結果を表示（10分）	
	洪水キキクル	1kmメッシュごとに洪水災害発生危険性を5段階に判定した結果を表示（10分）	
国（国土交通省）	XRAIN（XバンドMPレーダ）	1分ごとに雨量情報の配信	雨域の状況
気象庁・県	土砂災害警戒情報（鹿沼市）	土砂災害の危険度が高まった市町村名	危険度分布（1kmメッシュ）
	洪水予報	河川水位の状況により、必要な避難措置等のレベルを警告。	黒川、思川
県	水防警報	河川水位の状況により、必要な水防活動のレベルを警告	黒川、思川
	水位	河川の水位の実況	常設水位計設置河川、危機管理型水位計設置河川
国・県・市	雨量	地上観測雨量の実況	基準雨量への到達状況

2 気象警報等の伝達

鹿沼市域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、総合政策部長は、速やかに本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）及び各部長等にその旨を伝達する。

(1) 職員への伝達

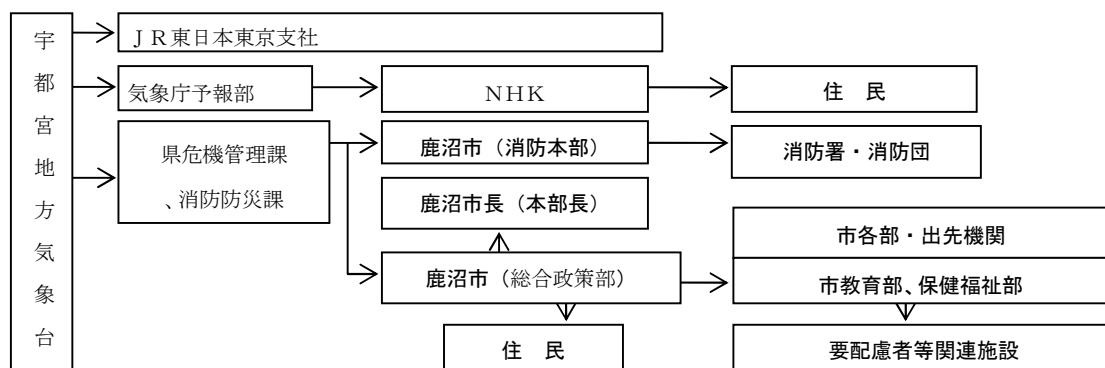
警報等の発表を覚知した場合は、原則防災情報メールにより伝達する。

(2) 住民への伝達

市は、状況に応じて、ホームページ、防災情報メール、防災情報アプリ、広報車の巡回等によりその旨を広報する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じて自主防災組織等と連携して、土砂災害警戒区域内の住民等への伝達を迅速かつ確実に行う。

(3) 学校、社会福祉施設等への伝達

各部署は、所管する出先機関への伝達を行う。また、教育委員会は学校への伝達を、保健福祉部は社会福祉施設への伝達を行う。



第4章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策計画

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 宇都宮地方気象台

鹿沼市	府県予報区	栃木県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	南西部		
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	13	
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	159	
	洪水	流域雨量指数基準	思川流域=18.4, 永野川流域=16.8, 大芦川流域=34.3, 武子川流域=14.8, 小藪川流域=6.5, 西武子川流域=4.1	
		複合基準*1	思川流域=(8, 16.5), 黒川流域=(8, 22.6), 小藪川流域=(9, 5.9), 西武子川流域=(8, 3.9)	
		指定河川洪水予報による基準	思川[保橋・観晃橋], 黒川[府中橋・東雲橋]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm
			山地	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	100	
	洪水	流域雨量指数基準	思川流域=14.7, 永野川流域=13.4, 大芦川流域=27.4, 武子川流域=11.8, 小藪川流域=5, 西武子川流域=3.3	
		複合基準*1	思川流域=(8, 11.8), 黒川流域=(8, 16.1), 大芦川流域=(5, 27.4), 小藪川流域=(6, 5), 西武子川流域=(5, 3.2)	
		指定河川洪水予報による基準	思川[保橋・観晃橋], 黒川[府中橋・東雲橋]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm
			山地	12時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さが30cm以上 ②40cm以上の積雪があつて日最高気温が6℃以上		
	低温	夏期:最低気温16℃以下が2日以上継続		
冬期:最低気温-9℃以下*2				
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

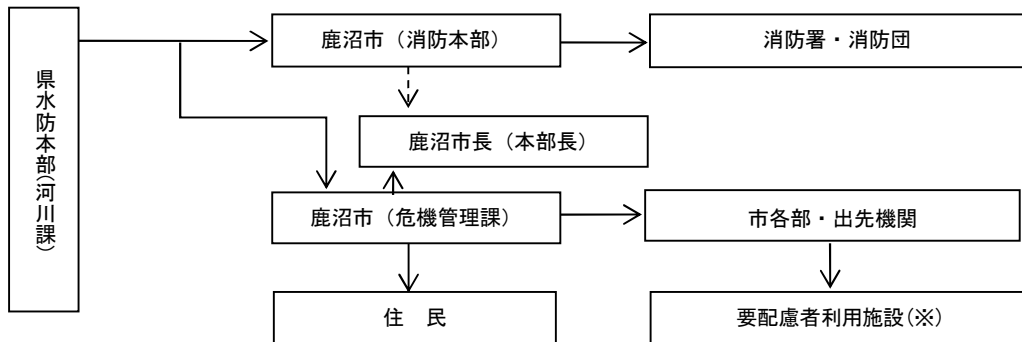
*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 冬期の気温は、宇都宮地方気象台、黒磯・大田原・境谷・那須烏山・鹿沼・真岡・佐野・小山(アメダス)の値。

(気象庁ホームページから抜粋)

3 洪水予報の伝達

市は、思川（大芦川合流点より下流）及び黒川（行川合流点より下流）の洪水予報が発表された場合、その旨を洪水浸水想定区域内の住民や要配慮者利用施設の管理者等に連絡する。



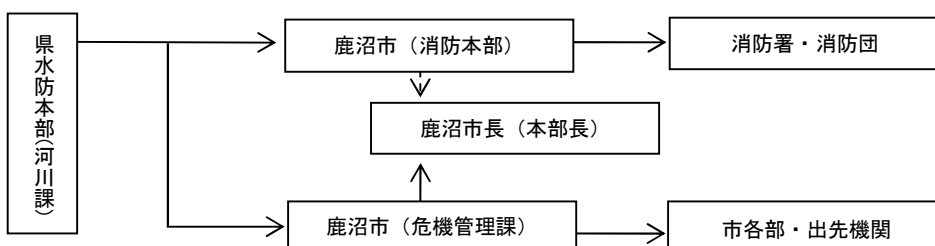
(※)洪水浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設(水防法第15条)で、市の関係各部から伝達する。

洪水のレベルと行動等の対応

水位危険度のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	解説	
		発表の基準	市・住民の行動等
レベル5	氾濫発生情報 [洪水警報]	氾濫が発生した後速やかに発表する。	市は緊急安全確保の発令を判断 住民は命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保
レベル4	氾濫危険情報 [洪水警報]	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達した場合に、速やかに発表する。	市は避難指示の発令を判断 住民は避難を判断
レベル3	氾濫警戒情報 [洪水警報]	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	市は高齢者等避難の発令を判断 住民は避難の準備や自ら避難を判断 (高齢者等は避難を判断)
レベル2	氾濫注意情報 [洪水注意報]	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	市は氾濫の発生に対して注意 住民は避難行動の確認 水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位。	水防団待機

4 水防警報の伝達

市は、黒川、思川の水防警報が発表された場合、その旨を市長（本部長）に伝達し、市長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達する。



5 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町を特定し、栃木県砂防水資源課と宇都宮地方気象台が共同して発表する情報であり、市町長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としている。

市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、土砂災害警戒区域等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に伝達する。

第3 被害情報の収集、調査

実施担当	各部、防災関係機関
資料編	(資料)-15 被害認定基準 (様式)-5 り災証明書、(様式)-7 り災証明書交付申請書

1 被害情報の収集

全庁的に市内の被害状況等を共有し、迅速な災害対応にあたるため、各部の被害情報等の報告は、災害情報共有システムに入力し報告する。

(1) 被害状況の把握

市（各部）及び防災関係機関は、所管する施設や地域に関して、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項を直ちに情報収集し、市本部（情報班）に報告する。情報班は、正確な被災者情報等を集約するため、被災者の住民基本台帳との照合等の必要な措置をとるための全庁的な総合調整を総務班に依頼する。また、職員が参集途上等において次の状況を確認した場合、緊急の対策を要する情報（死者・重症者の発生、河川の決壊や地すべり等の前兆等）は直ちに、その他の情報は随時、市本部に報告する

＜災害直後に把握すべき主な事項＞

- ア 浸水（地区名、深さ、ながれの方向等）
- イ 建物の被害（倒壊、全壊、流失等の発生箇所）
- ウ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
- エ 避難状況
- オ 土砂災害（斜面・盛土の異常、土石流、がけ崩れ、地すべり等の発生箇所）
- カ 風害（強風による飛散・転倒落下・倒壊物等の発生箇所）
- キ 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、溢れた箇所）
- ク 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ・冠水等による通行障害、渋滞等の発生箇所）
- ケ ライフラインの被害・機能障害（電柱の倒壊、停電等の発生箇所等）
- コ 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
- サ 重要施設（庁舎、コミュニティセンター、消防署、学校、病院等）、危険物施設等の被害
- シ その他重大な被害

(2) 現地確認

市（各部）及び防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。点検・巡視結果に異常があるときは、速やかに市本部（情報班）に報告する。なお、重要

情報（死者・重症者の発生、河川の決壊や土石流等の前兆、避難指示、警戒区域の設定、交通規制、孤立地区の発生等）は、カメラ付携帯電話等を活用して映像等での報告に努める。市（調査班、地区班）は、未確認の重要情報がある場合は、職員を派遣し、速やかに状況を確認するとともに、被害が広範囲に渡る場合は全庁的な総合調整を総務班に依頼する。

孤立地区の状況把握等、地上での確認が困難な場合は、ヘリコプター等による空中偵察を県に要請する（⇒第3節・第2・1・(1)の「ウ ヘリコプターの運航要請」参照）。

その他、以下の項目については、第3章・第2節・第3の同項に準ずる。

2 異常事象発見時における措置

3 被害調査

第4 情報のとりまとめ

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

第3章・第2節の第4に準ずる。

第5 県等への報告

実施担当	総務班
資料編	(様式)-9 火災・災害等即報の様式

1 報告対象

市は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、「栃木県火災・災害等即報要領」及び「火災・災害即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）」に基づき、県、その他必要とする機関に対して状況を報告する。

＜県に報告すべき事態＞

- (1) 市災害対策本部を設置したとき
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- (3) 河川の氾濫、崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (4) 報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いとき

2 報告先

市は、覚知後30分以内に第一報を、以後判明したものを県に随時報告する。

- (1) 被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。
- (2) 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
- (3) 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について県に連絡する。
- (4) 119番通報が殺到しているときは、県及び国（消防庁）に報告する。
- (5) 確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

第3節 応援協力の要請・受入れ

《指 針》

災害は、地域の行政や住民の災害対策能力をはるかに超える事態となる可能性がある。
このため、大規模な被害になるおそれがあるときは、優れた能力と技術を有する機関への応援を早急に求める。また、応援の受入体制を迅速に確立し、応援隊の待機時間をなくすとともに、応援隊の専門技術等を活かすように配置する。

第1 自衛隊の災害派遣要請の要求

実施担当	総務班
------	-----

第3章・第3節の第1に準ずる。

第2 県等への応援要請

実施担当	各部
------	----

第3章・第3節の第2に準ずる。

第4節 災害救助法関連業務

《指 針》

一定規模以上の災害は、被災者の救助・救援費用について一定基準の財政負担を国が担保する。このため、基準以上の被害に上ると予想されるときは、正確な被害数量を把握するまでもなく、速やかに災害救助法の適用を県知事に求め、法に基づく救助に着手する。

第1 実施責任者

実施担当	総務班
------	-----

第3章・第4節の第1に準ずる。

第2 法の適用

実施担当	総務班
------	-----

第3章・第4節の第2に準ずる。

第3 適用時の事務

実施担当	財務班、総務班、地区班、市民班、衛生救護班、商工班、土木班、学校班、消防本部、上下水道部
------	--

第3章・第4節の第3に準ずる。

第5節 避難対策

《指 針》

洪水による氾濫及び土砂災害の発生を正確に予測することは困難であるが、関係機関ではそれらの予測システムの改善を図っており、その精度は向上している。しかしながら、地域には、豪雨の中、避難移動することが困難な者や、避難所では精神的・体力的に健康を害しやすい者も存在する。

このため、市、気象台、河川管理者等が連携して、気象、河川、土砂災害の状況等を監視、分析し、避難指示等を的確に行うことが求められる。また、地域組織や福祉関係者が協力して、避難情報の伝達、要配慮者等の誘導に協力して避難を円滑に行うとともに、避難所の自主運営体制を確立し、避難所の良好な生活環境を確保する必要がある。

第1 避難指示等

実施担当	総務班、警察署、自衛隊
資料編	(資料)-70 指定緊急避難場所、指定避難所一覧表 (資料)-74 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域の避難実施要領

1 避難指示等の実施者

市長をはじめとする避難指示等の実施権者は、次の要件に該当する場合又は該当しなくなった場合には、速やかに避難指示等の発令又は解除を行う。この場合、関係機関と相互に状況を連絡し、情報を共有するものとする。

発令権者	発令の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示できる。 ※指示、又は立退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告する。 ※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示する。	災害対策基本法第60条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	
警察官	市長が避難のための立退きを指示することができないとき、又は市長から要求があったときは、必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難の指示ができる。※指示したときは、直ちに市長に通知する。	災害対策基本法第61条
警察官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合に、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。 ※警察官がとった処置については、所属の公安委員会に報告する。この場合、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要な協力を求めるため適当な措置をとる。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	警察官がその場にいないときに行うことができる。	自衛隊法第94条

発令権者	発令の要件・内容	根拠法令
知事、知事の命を受けた県の職員	地すべりにより著しい危険が切迫しているときは、必要な区域内の居住者に対し避難の指示ができる。 ※この場合直ちに、管轄の警察署長に通知する。	地すべり等防止法第25条
知事、知事の命を受けた県職員、水防管理者	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているときは、必要な区域の居住者に対し、避難を指示できる。 ※水防管理者が指示した場合は、警察署長に通知する。	水防法第29条

2 避難指示等の内容

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保は、次のことを明らかにして行う。

- (1) 避難対象地区 (2) 避難先 (3) 避難の理由
(4) 避難時の注意事項 (5) その他の必要事項

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。

住民は、危険な場所から警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。

3 判断基準

洪水予報河川（黒川及び思川下流）の洪水浸水想定区域の住民に対しては、洪水予報や氾濫警戒情報を目安に、また土砂災害警戒区域等の住民等に対しては、土砂災害警戒情報を目安に、本計画とは別に定める「鹿沼市避難情報等の判断・伝達基準」により、避難指示等の判断を行う。

なお、判断にあたっては、上流域の雨量、河川水位の状況、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、防災情報支援システム、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。

避難指示等の意味合いと判断の目安

警戒レベル	発表・発令区分	発表・発令時の状況	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
警戒レベル4	避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 全員避難 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。

第4章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策計画

警戒 レベル5	緊急安全確保	・災害が発生又は切迫した状況	○命の危険、直ちに安全確保 ・既に災害が発生・切迫している状況であり、命の危険があることから直ちに安全を確保する必要がある。 ・市長が災害発生を確実に把握できるものではないため災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。
------------	--------	----------------	--

第2 警戒区域の設定

実施担当	総務班、消防本部、消防団、警察署、自衛隊
------	----------------------

第3章・第5節の第2に準ずる。

第3 避難の誘導

実施担当	総務班、広報班、要配慮者支援班、消防本部、消防団、警察署、自治会、自主防災会、不特定多数の者が利用する施設の管理者
------	---

第3章・第5節の第3に準ずる。

第4 避難所の開設、運営

実施担当	総務班、地区班、生活班、学校班、指定避難所の施設管理者、避難所運営職員、自治会、自主防災会
------	---

第3章・第5節の第4に準ずる。

第5の2節 広域一時滞在対策

《指 針》

大規模な災害発生により被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した住民の居住の場所をその被災市町の域外に確保する必要があるときは、県や防災関係機関と連携して広域一時滞在に係る措置を行う。

第1 制度概要

実施担当	総務班
------	-----

第3章・第5の2節の第1に準ずる。

第2 県内市町における一時滞在

実施担当	総務班
------	-----

第3章・第5の2節の第2に準ずる。

第3 県外における一時滞在

実施担当	総務班
------	-----

第3章・第5の2節の第3に準ずる。

第4 他都道府県からの協議

実施担当	総務班
------	-----

第3章・第5の2節の第4に準ずる。

第5 費用負担

実施担当	総務班
------	-----

第3章・第5の2節の第5に準ずる。

第6節 災害警備

《指 針》

大規模災害の発生時には、不在家屋や店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法や放火等が発生することがあるため、警備・防犯体制を強化する。

第1 警備活動

実施担当	鹿沼警察署、消防団、自治会、自主防災会
------	---------------------

第3章・第6節の第1に準ずる。

第2 防犯灯等の応急措置

実施担当	生活班、商工班、土木班、自治会
------	-----------------

第3章・第6節の第2に準ずる。

第7節 救急・救助

《指 針》

救助・救急案件が同時多発した場合には、消防本部の救助・救急能力を超える事態となるほか、道路冠水、夜間の出水等がある場合は、さらに活動手段にも支障がでる。また、大規模災害時には、医療機関も被災する中、医療ニーズが多発する事態も想定される。

このため、消防署、警察署等の関係機関は、地域全体の被害を最小化するための対策を優先して行う。また、住民・事業所、自主防災組織等は、地域の自主防災能力を発揮して救出・救護活動を行い、地区の被害の最小化に努める。

第1 救助・救急活動

実施担当	消防本部、土木班、鹿沼警察署、消防団、栃木県建設業協会鹿沼支部、自主防災会、住民、事業所
------	--

第3章・第7節の第1に準ずる。

第2 応援要請

実施担当	消防本部
------	------

第3章・第7節の第3に準ずる。

第8節 医療救護

《指 針》

建物の倒壊等により挫滅症候群^{*1}を発症した救出者は72時間以内に人工透析等の救命措置をとることが必要となる。医療機関の被災により市内の有する医療救護サービスが低下する中、医療救護ニーズの急激な高まりや挫滅症候群等の高度医療ニーズが発生した場合、市内各所で医療救護サービスを提供するとともに、広域的な高度医療ネットワークを確立する必要がある。

大規模な災害に遭遇し、身体的な外傷を受けなかった者でも、心的な外傷体験が心的外傷後ストレス障害^{*2}を負うことや、プライバシーやペットの身を案じて、避難所ではなく車中泊を続けた被災者が、エコノミークラス症候群^{*3}で死亡することもある。このため、住民および応急対策従事職員に対しこころのケア対策や健康指導を施す必要がある。

※1 挫滅症候群（クラッシュシンドローム）：家屋倒壊などで下敷きになると、手足等の圧迫とショックで無尿（乏尿）となり、腎尿細管障害を起こす症候群。死に至ることがあるため、速やかな救出と適切な救急活動が重要となる。

※2 心的外傷後ストレス障害（PTSD）：災害、事故、犯罪等により、人間が通常体験する範囲を越えた生命にかかわる外傷的出来事を経験した後に生じる様々な心的障害をいう。

※3 エコノミークラス症候群：長時間、同じ姿勢で座席等に座っていると静脈の血が流れにくくなって血の固まりができる病気のこと。

第1 医療救護活動

実施担当	衛生救護班、上都賀郡市南部地区医師会、鹿沼歯科医師会、鹿沼薬剤師会
------	-----------------------------------

第3章・第8節の第1に準ずる。

第2 被災者等の健康管理

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

第3章・第8節の第2に準ずる。

第9節 災害の警戒・防御

《指 針》

市内には重要水防箇所や土砂災害警戒区域が多数存在し、広域的な豪雨となった場合には、洪水や土砂災害が多発し、市の水防等の能力を超える事態となる可能性もある。

このため、市、消防団、河川管理者等が協力して、洪水の警戒・防御活動を効果的に行う。

第1 水防活動

実施担当	土木班、消防本部、鹿沼土木事務所、消防団
資料編	(資料)-36 水防関係施設等一覧表

洪水のおそれがある場合は、鹿沼市水防計画に準じて水防活動を行う。

第2 土砂災害の警戒、応急措置

実施担当	土木班、農林班、鹿沼土木事務所、県西環境森林事務所、自治会、自主防災会
------	-------------------------------------

1 土砂災害の警戒

(1) 警戒活動

市（土木班）は、自治会、自主防災会、県及び栃木県砂防ボランティア協会等と連携して、土砂災害警戒区域の巡視を行う。

前兆現象を確認した場合、避難指示や警戒区域の設定等を要する場合等は、速やかに部長を通じて本部長に報告する。

(2) 情報交換

市は、隣接市町、河川管理者、砂防関係機関、气象台等と、それぞれに把握している土砂災害関連情報を相互に交換し、流域全体の減災を図る。

2 河川・砂防・治山施設及び災害危険箇所の応急対策

河川・砂防・治山施設の管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行う。

第3 雪害の応急措置

実施担当	土木班、鹿沼土木事務所、東日本高速道路㈱
------	----------------------

大雪の場合やそのおそれがある場合、各道路管理者は協力して、除雪計画（対象路線、実施体制、方法等）を検討し、民間等から除雪用の重機等を確保する。

また、道路の凍結等による事故防止のため橋梁等危険個所に、砂、凍結防止剤の配置を行う。

第4 斜面宅地の応急措置

実施担当	土木班
------	-----

市は、市内の宅地の被害状況を把握し、対象とする区域等を定めて、応急危険度判定を実施

第4章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策計画

する。危険度判定士は、資格保有者が所属する部署や県への要請等により確保し、判定ステッカーの貼付等により、宅地の使用者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第5 道路・鉄道の応急措置

実施担当	土木班、鹿沼土木事務所、東日本高速道路(株)、東武鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)
------	---

第3章・第9節の第2に準ずる。

第10節 緊急輸送対策

《指 針》

大規模災害時には、道路の損壊、沿道の土砂崩壊、交通管制施設の機能停止等が多発し、運転車両の被災、孤立地区の発生、緊急車両の通行障害等が発生する。

このため、各道路管理者、警察が連携して道路の状況を把握、共有するとともに、通行規制や応急復旧を円滑に行う。また、孤立地区等の救助等に対し、ヘリコプター等、可能な輸送手段を最大限活用するとともに、陸路・空路のネットワークが有機的に結合するように輸送環境を確立する。

第1 緊急輸送路の確保

実施担当	土木班、鹿沼土木事務所、鹿沼警察署、東日本高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)
------	---

1 道路・交通情報の収集、共有

(1) 道路管理者及び警察署は、災害警戒段階から、緊密に連携し、道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。また、警察署は、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水状況等を確認し、市本部に報告する。

(2) 道路管理者及び警察署は、道路占有者（電力事業者、都市ガス事業者、電気通信事業者等）から、幅広い情報収集に努める。

その他、以下の項目については、第3章・第10節・第1の同項に準ずる。

2 緊急輸送路の確保

3 応急復旧等

第2 緊急輸送手段の確保

実施担当	総務班
------	-----

第3章・第10節の第2に準ずる。

第3 輸送拠点の確保

実施担当	社会班、土木班
------	---------

第3章・第10節の第3に準ずる。

第11節 食料・飲料水・生活必需品の供給

《指 針》

住居の被災、ライフラインや流通機構の障害が発生した場合には、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限される。

このため、病院・福祉施設等の重要施設の機能を維持するために必要な上水等を緊急に確保するとともに、必要最小限度の飲料水、食料、生活必需品を被災者等に供給する。

第1 給水

実施担当	上下水道部
------	-------

第3章・第11節の第1に準ずる。

第2 食料の供給

実施担当	商工班、学校班、地区班、調査班、職員班
------	---------------------

第3章・第11節の第2に準ずる。

第3 生活必需品の供給

実施担当	商工班、学校班、地区班、調査班、職員班
------	---------------------

第3章・第11節の第3に準ずる。

第12節 農林業対策

《指 針》

大規模な災害時には、農林業用施設、農作物、畜産物に甚大な被害が発生し、農林業者の経済的被害のほか、家畜伝染病等による被害が発生するおそれがある。

このため、関係者が協力して農林産物等の被害状況及び家畜伝染病発生状況を把握し、応急対策を指導するとともに、農林業の復興を促進する。

実施担当	農林班、上都賀農業振興事務所、県西環境森林事務所、土地改良区、水利組合
------	-------------------------------------

市は次の応急対策を行う。

1 農地・農業用施設等の応急対策

(1) 施設の点検、監視等

ア 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

イ 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県（農政部）、市、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

ウ 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を市、警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

(2) 災害応急復旧対策

農地・農林業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

ア 被害状況の把握

市は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については農業振興事務所、林業用施設については県西環境森林事務所）に報告する。

イ 応急対策の実施

施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。

(ア) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに県、市等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

(イ) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

(ウ) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

第4章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策計画

(エ) ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

(オ) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

(3) 農林業共同施設

農林業共同利用施設の管理者は、災害発生時には、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施し、農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与する。

ア 施設の点検・監視等

(ア) 施設の点検、監視

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

(イ) 関係機関等への通報

施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

イ 災害応急復旧対策

施設管理者は、農林業共同利用施設の被害状況を把握し、農業振興事務所及び県西環境森林事務所に報告する。農業振興事務所及び県西環境森林事務所は、被害報告をとりまとめ、各事業主管課に報告する。

2 農作物、畜産物等の応急対策

(1) 農林業者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報

(2) その他必要な指示の実施

3 家畜疾病発生時の応急対策

(1) 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報

(2) 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導

(3) その他必要な指示の実施

第13節 保健衛生、遺体の埋火葬等

《指 針》

災害時には、ライフライン等の機能低下により衛生条件が悪化するほか、避難所となる施設も公衆衛生上良好な環境とはいえず、感染症や食中毒、その他健康障害が発生するおそれがある。このため、防疫や衛生監視、健康診断等の活動を早期に実施することが重要である。

また、犠牲者が多数に上る場合にも、遺族の心情を考慮して、遺体の搜索、収容、埋葬等は迅速に行わなければならない。

第1 保健衛生対策

実施担当	衛生救護班、県西健康福祉センター
------	------------------

第3章・第13節の第1に準ずる。

第2 遺体の処置、埋火葬等

実施担当	市民班、鹿沼警察署、上都賀郡市南部地区医師会、鹿沼歯科医師会、消防団、自治会、自主防災会
------	--

第3章・第13節の第2に準ずる。

第3 飼養動物等対策

実施担当	衛生救護班、鹿沼警察署、上都賀獣医師会
------	---------------------

第3章・第13節の第3に準ずる。

第14節 避難行動要支援者対策

《指 針》

高齢者、障害者等は、自力で避難できずに自宅に取り残されたり、避難所生活による精神的・体力的負担から健康を害するおそれがある。

このため、福祉関係者や自治組織等が連携して、要配慮者の避難支援を行うとともに、避難所でのケアや福祉施設等への受入れを円滑に行う。

第1 高齢者、障害者等の支援

実施担当	要配慮者支援班、衛生救護班、地区班、学校班、土木班、鹿沼市社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会、自主防災会
------	---

第3章・第14節の第1に準ずる。

第2 外国人の支援

実施担当	総務班、広報班、生活班、要配慮者支援班、鹿沼警察署、鹿沼市国際交流協会
------	-------------------------------------

第3章・第14節の第2に準ずる。

第 15 節 廃棄物等の処理

《指 針》

洪水時には、浸水した家財等がごみとして大量に排出され、市の処理能力をはるかに超える場合がある。また、ライフラインの停止により、下水道処理区域においてもし尿の収集・処理が必要となる場合がある。

このため、災害廃棄物等の収集、処理体制を早期に確保するとともに、ごみの分別ルールや、仮置場の管理体制を徹底する。

第 1 ごみの収集・処理

実施担当	清掃班
------	-----

市は、災害により発生した生活ごみ等の収集・処理を円滑に行う。

1 排出量の推定

家屋等の被害状況や避難状況を確認し、被災した家財等の粗大ごみ、避難所からの生活ごみ等を考慮したごみの収集・処理見込み量を推定する。

水害廃棄物の発生量のめやす

項 目	数 量
全 壊	12.9 t / 世帯
大規模半壊	9.7 t / 世帯
半 壊	6.5 t / 世帯
一部損壊	2.5 t / 世帯
床上浸水	4.6 t / 世帯
床下浸水	0.6 t / 世帯

(平山・河田、2005「水害時の行政対応における災害廃棄物発生量に関する研究」より)

その他、以下の項目については、第 3 章・第 15 節・第 1 の同項に準ずる。

2 排出ルール等

3 処理体制等

第 2 し尿の収集・処理

実施担当	生活班、清掃班、下水班
------	-------------

第 3 章・第 15 節の第 2 に準ずる。

第 3 がれき処理

実施担当	清掃班、土木班、県建設業協会鹿沼支部、鹿沼市造園建設業協会
------	-------------------------------

第 3 章・第 15 節の第 3 に準ずる。

第16節 文教対策等

《指 針》

学校等は、生徒・児童・園児等の安全を確保するとともに、教育活動・保育活動の早期再開に向けた活動が必要となる。しかし、学校は避難所として利用されるため、教職員等の避難所運営への協力が求められる。

このため、早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進することが重要である。

第1 教育対策

実施担当	学校班、校長等
------	---------

第3章・第16節・第1に準ずる。

第2 保育対策

実施担当	学校班（県立高校）
------	-----------

第3章・第16節・第2に準ずる。

第3 文化財

実施担当	社会班、文化財の所有者・管理者等
------	------------------

第3章・第16節・第3に準ずる。

第17節 住宅支援

《指 針》

住宅が多数被災した場合には、被災住宅の解体・撤去によるがれきの大量発生や仮設住宅への大量入居などによる避難生活の長期化が懸念される。

このため、補修可能な住宅の修理を促進しつつ、既存の公営住宅の空き家等を最大限確保することにより、仮設住宅の建設量やがれき処理量を抑制し、避難所生活の早期解消を推進する。

実施担当	土木班、県建設業協会鹿沼支部、鹿沼市造園建設業協会
------	---------------------------

第3章・第17節に準ずる。

第18節 ボランティアの受入れ

《指 針》

近年、ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。このため、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

実施担当	要配慮者支援班、生活班、鹿沼市社会福祉協議会
------	------------------------

第3章・第18節に準ずる。

第19節 ライフライン等の応急対策

《指 針》

大きな災害の場合には、二次災害の防止を考慮した応急復旧対策が必要となる。
また、ライフライン施設が大量に被災した場合には、長期間の生活支障が発生し、機能の早期回復や代替サービスの提供等を迅速に行うことが重要となる。

第1 上水道

実施担当	上下水道部
------	-------

第3章・第19節・第1に準ずる。

第2 下水道、その他市設置による生活排水処理施設

実施担当	下水班、農林班
------	---------

第3章・第19節・第2に準ずる。

第3 電力施設

実施担当	総務班、東京電力パワーグリッド(株)
------	--------------------

第3章・第19節・第3に準ずる。

第4 都市ガス施設

実施担当	総務班、北日本ガス(株)
------	--------------

第3章・第19節・第4に準ずる。

第5 電気通信施設

実施担当	総務班、NTT各社、KDDI
------	----------------

第3章・第19節・第5に準ずる。

第20節 旅客・帰宅困難者対策

《指 針》

東武日光線やJR日光線が、災害で長時間ストップした場合、新鹿沼駅や鹿沼駅で旅客が滞留する可能性があるほか、特急列車が市内で長時間停車した場合には、東京方面への帰宅困難者が数百人規模で発生する可能性がある。

このため、鉄道事業者と公共交通機関が連携して、旅客等の安全を確保するとともに、帰宅支援等を行う。

実施担当	総務班、商工班、東武鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、関東自動車(株)
------	-------------------------------------

第3章・第20節に準ずる。

第 21 節 災害広報・相談等

《指 針》

災害が切迫する場合等には、住民への警戒や避難を促すための広報を行うが、状況や手段によっては情報が行き渡らないことや、表現方法によっては送り手の意図が理解されず、的確な防災行動に結びつかないことがある。

このため、災害時の広報は、多様な手段をもって、情報を早く・広く提供するとともに、受け手にわかりやすく表現する必要がある。

また、災害からいち早く立ち直るには、被災者向け救援サービスの内容を周知したり、被災者からの問い合わせに対応する等して、被災者の不安や悩みを軽減することが重要である。

第 1 災害広報

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1 災害広報

(1) 情報収集

市及び防災関係機関は、避難、二次災害の防止、生活支援、救援の募集等に必要な情報を、次の点に留意して収集する。

ア 確かな機関から情報を入手し、広報時にはその機関名を示す。

イ 撮影した写真を収集するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。

(2) 広報内容

住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法で提供する。

なお、広報車等で放送する場合は、次の点に留意する。

ア 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。

イ 分かり易い言葉を使う（住民に浸透していない専門用語を使わない。）

ウ 避難指示等の緊急情報は、結論や要点を簡潔にして、はっきりした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。

主な広報媒体

種別	媒体	所管する機関
同報系	広報車による巡回放送	市（広報班、消防本部）、警察署
	ラジオ、テレビ放送	放送事業者（⇒第 2 節・第 1・2 の「(2) 放送局への要請」参照）
	防災情報メール、エリアメール、防災情報アプリ	市（総務班）
更新系	ホームページ等への掲示	市（広報班）
紙面系	広報紙、チラシの発行	市（広報班）
	公共（施設等）の掲示板	市（各部）、防災関係機関
	新聞記事	報道機関
その他	ヘリコプターによる放送	県

第4章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策計画

主な広報事項

時期	広報事項	媒体
警戒期	<ul style="list-style-type: none"> ○用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ○台風・気象情報 ○河川情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） ○警報 ○災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ○被災状況（浸水箇所、土砂災害（危険）箇所等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ○避難情報（高齢者等避難、避難指示とその理由、避難所等） 	同報系 更新系
応急期	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○医療機関の状況 ○感染症対策活動の実施状況 ○食料、生活必需品の供給予定 ○災害相談窓口の設置状況 ○その他住民や事業所のとるべき措置 	同報系 更新系 紙面系

2 市の広報

第3章・第21節・第1の2に準ずる。

第2 災害相談

実施担当	各部、各防災関係機関
------	------------

第3章・第21節の第2に準ずる。

第 22 節 義援金等の募集・受入れ

《指 針》

災害時には、報道等を受けて全国から多数、多品目の救援物資が届けられるが、被災者が必要とする物資が送られてくるとは限らない。また、必要な物資を被災者に配布するには、大量の仕分けと配分が必要となる。

このため、市は関係者と協力して、希望する救援物資の品目や送付の注意点等を広報するとともに、物資集積拠点を開設して、物資の受入れ、仕分け、保管等を円滑に行う。

第 1 義援金の募集及び受付け

実施担当	会計班
------	-----

第 3 章・第 22 節・第 1 に準ずる。

第 2 救援物資の募集・受入れ

実施担当	社会班
------	-----

第 3 章・第 22 節・第 2 に準ずる

